

## 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・増員を求める意見書

厚生労働省は平成 23 年 6 月 17 日、「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知（5 局長通知）を発出し、また、平成 25 年 2 月 8 日には医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について」（6 局長通知）も発出し、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきた。

さらに、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制構築の予算が生まれ、石川県でも医療対策課に「勤務環境改善支援センター」が設置され、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるための支援が始まっている。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっており、労働実態は依然として厳しい。安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

必要な病床機能は確保した上で労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められており、次期看護職員需給見直しの策定に当たっては、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。

よって、国におかれては、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の増員・夜勤改善を図る下記の対策を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の深夜労働時間の短縮や十分な勤務間隔を保持するなど、労働環境を改善すること。
- 2 医師・看護師、介護職員などを増員すること。
- 3 安定的な財源を確保した上で、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(平成 28 年 3 月 22 日 可決)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣殿  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
一億総活躍担当大臣  
内閣官房長官

あて

石川県野々市市議会